個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて(諮問) 根拠・対応案・検討結果等

番号	項目/説明	根拠条項	掲載領が	ョ所 Q&A	国の考え方	市対応案	比較・コメント	他市等の状況	審議会検討結果
1 15	条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について 改正法において、民間事業者においては、思想、信条などの要配 虚個人情報、いわゆるセンシティブ情報について、本人同意のない 収集の禁止や、本人の事前同意なしで第三者提供できるとする例 外が定められている一方、行政機関等について、センシティブ情報 の収集について特別の収集制限規定が設けられていない。	個人情報の保護に関する法律 法第60条第5項関係	旧16~17頁 新16	3-2-1	行数機関は、事務事業の目的達成に必要な限りでセンシティブ情報も収集・保管しなければならない場合があること等も踏まえ、その考え方を改正法に反映している。 その上で、改正法では、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に置處を要するものを「条砂配慮個人情報」として条例で定めることができる。 しかし、条例で条例要配慮個人情報を定めた場合でも、その収集については特別の制限規定を設けておらず、市による取得制限などの固有のルールを付加することは許容されない。	本市においては、改正法で定める要配慮個人情報のほか、DV、虐待、LGBTに関する相談記録や懲戒処分の履歴等の情報を保有しているため、これらの情報を保例要配慮個人情報として条例で規定することも表うたれる。しかし、条例で条例要配慮個人情報を定めた場合でも、その収集については特段の制限規定が設けられておらず、市による取集にどの固有のルールを付加することが許容されない中で、条例で定める実利が乏しいと考えている。 (武蔵村山市個人情報保護条例条例 第5条 保有の制限及び利用目的の特定等]	生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生	ところ、東京都を含め、ほぼ全ての市	
2 A	法定の個人情報ファイル境とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について	法第75条第5項関係	旧37~39頁 新39~41頁	4-2-1	改正法の個人情報ファイルとは、電子計算機を用いて特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したものと、氏名、生年月日等により特定の保有個(情報を存るに体系的に構成したものとして、電子計算機による個人情報ファイルとマニュアル処理による個人情報ファイルの2種類がある。個人情報ファイル準の作成・公表を義務付けるほか、個人情報ファイル達とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。本人の数が政令で定める1、000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル海の作成・次表義務の対象外とされているが(法第74条第2項第9号、第75章、2項第一条22項第分と対しているが(法第74条第2項第9号、第75章、2項第一条22項第分表の機合、1億額ファイル海を作成、公表することで特定の個人が協別される場合な名、法の趣管に反しない限り、未入の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられない。	情報目録」の形で公表するほか、市役所「贈の市政情報コーナーに 配望している。 改正法では、個人情報ファイルに関する事項を集約した個人情報 ファイル海の作成・公表を義務付けているが、本市の対応としては、 従来の業務単位の登録から個人情報ファイル単位の登録に見直す とともに、現行の目録での記載不足項目を追加する必要がある。 その上で、改正法は「個人情報ファイル単位の登録に見直す ととれて、現行が目録での記載不足項目を追加する必要がある。 ものではない」としているが、どのような個人情報の集合を市が 保有しているのかを明らかにし、本人による自己情報へのアクセスを 密易にするという立法趣旨に照らせば、その役割は法定の個人情報 ファイル簿で充足すると考えられることから、個人情報ファイル簿とだ 別の帳簿の作成・公表を条例で定める必要はないと考えている。	(11) 広 ぐ規定される1,000人以上の個人情報プアイル簿を作成・公表する。 (2) ファイル簿の作成・公表義務が適用されない1,000人未満のものも含めてファイル簿を作成・公表する。	上記連絡会で確認 したとほどない。 ところによっての市 がアコを全てがい、バラムを実施ででは、 がバラムを実施では、 の自治体の届出様の展出をの事務を の事務をの事からのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで	
3 3 8	牧正法が規定する開示決定等の期限の特例を条例で定める必要 住について 松正法の施行後は、開示請求について、現行(請求があった日の 図日から起算して14日以内に決定を行うものとし、やむを得ない理 目があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して30日を 規度として延長できる、情報公開制度も同様。より処理期限が伸び、 请求があった日から30日以内の決定、正当な理由があるときは30日以内に限り延長できることになる。	法第108条関係	日46頁 新48頁	5-6-1	開示請求・訂正請求・利用停止請求があった場合の処理期限は、 改正法では、請求があった日から30日以内の決定、正当な理由が あるときは30日以内に限少議をできる。 なお、条例に規定することにより、開示決定等を行う期限を30日よ り短い日数とすることが可能である。	開示請求があった場合の処理期限は、現行は、請求があった日の 翌日から起算して14日以内に決定を行うものとし、やむを得ない理 的があるときは、開示請求があった日の翌日から起身して30日を限 度として延長できるとしている(情報公開制度における開示請求も同 減)。 また、訂正請求・利用停止請求については、訂正(利用停止)請求 があった日の翌日から起業して30日以内に決定を行うものとし、や を得ない理由があるときは、請求があった日の翌日から起現して の日を限度として延長できるとしている。 改正法の施行後は、開示請求について、現行より処理期限が伸び ることになる。この点について、①一般に、情報公開請求の場合に似 財象公業書の重が膨大になるケースが生じ得るが、保有個の場 前示請求ではそのような事態が生じることは少ないと想定される中で、 「情報公開条例によける処理期限よりも長い期限とする妥当性が あるか、②現行よりも長い処理期限と変わることについて市民の理 解を得られるか、等を考慮すると、開示決定の期限を現行と同様とす る旨を条例で定めることとにいい。 【条例第15条の3 開示決定等の期限、第16条の5 訂正の決定の 別限、第17条の5 利用停止の決定の別限、第16条の5 訂正の決定の 別限、第17条の5 利用停止の決定の別限、第16条の5 訂正の決定の 別限、第17条の5 利用停止の決定の別限。第16条の5 訂正の決定の 別限、第17条の5 利用停止の決定の別限	定までの平均日数は約7日であった。 令和3年度は、請求が22件あり、決定期間の延長はなかった。決 定までの平均日数は約7日であった。	上記連絡会で確認 したどころによれ は、ほとんどの市 が対がががまかま子市 は本市と同様、14 日方向にある。	
4	条例で定める開示手敷料の額について 改正法とでは、開示手敷料の額について実費の範囲内において条 列で定める額の負担を求めることとされ、その費用負担の仕組みを 条例で定めることとされた。	第89条第2項関係	旧49頁 新52頁	5-7-1~3	地方公共団体における間示請求に係る手数料は、「実費の範囲内 において条例で定める額」とし、その額を定めるに当たっては、できる 限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。 「実費」には、開示決定を受け付け、保有価人情報を検案し、開示 の豊用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写し の作成程安とびの実施に必要な経費が含まれる。 国と異なる手数料とすることも可能だが、各地方公共団体におい て、法の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要がある。 なお、実費の範囲内であれば、役量制の開示手数料を定めること が可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられない。	現行は、開示等に係る手数料を無料としつつ、写しの交付をするときは、写しの作成及び送付に要する費用のうち、保有個人情報が支書、図画又は写真に記録されている場合の写しの作成に要する費用を除き、開示請求者の負担としている。現行の費用負担の考え万や情報公開制度・行政不服審査制度における写しの作成に要する費用の性質を条例で定める手数料として収入し、額は現代を表し、手しの作成に要する費用の性質を発例で定める手数料として収入し、額は現代を記録されている保有個人情報の写しの作成は「ブリンターにより作成する場合で電磁的記録域を再より作成する場合で電磁的記録域を得より作成する場合は作成に要する費用の乗費相当額とし、①の額は条例に規定し、②の額は条例施行規則に規定したい。【条例第18条 費用の負担】	ものを作成する場合のみ)に要する費用として単色片面1枚当たり1 0円(多色、両面の場合はそれぞれ倍になる。)	上記連絡会で確認したところによれてはほとんどの市があるが、八コメ東部や、バブコメ東施市と、バブコメ東施市と、バブコメ東市と、バブコメ東市と、ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・	
5 4	個人情報保護審議会への諮問事項について 改正法では、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱 いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要 であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問するこ とができるとされた。	法第129条関係	IB67~68頁 新70~71頁	7-1-1~5	地方公共団体の機関において、個別の事業の法に限らした判断について、審議会等への監問・答申により実施することは、法の規律と解釈を個人情報保護委員会が一元的に担うという改正法の意管に反するものであり、これまでのように類型的に審議会への諮問・答申を終ることを実施の要件とする条例を定めてはならない。このため、個人情報保護審議会への諮問を要する場面は少なくなると考えられる。 なお、①定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに沿った「連用ルールの細則」を設定することや、②地方公共団体がは合物体性に応じた必要性から独自の個人情報保護制する施策を実施する場合に意見を聴くことが特に必要である場合、が例定される。 ①の「運用ルールの細則」の具体例としては、法令やガイドライン・事務が成力、イドに従いつつ、法第62条(利用目的の明示)に基づく利用目的の明示の具体的方法に関する連用ルールを策定する場合等が想定される。	正し、又は廃止しようとする場合、②法第66条第1項の規定に基づき 講ずる措置の基準を定めようとする場合、③市の機関における個人	(2) 個人情報保護制度の運営に係る重要事項について意見を述べること。 (3) その他審議会の意見を聴くことが適当と認められる事項について意見を述べること。 改正法で認められた審議会の権能 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意 目がいまが場合が生かとか同様の時間といばではかの事業を与せま	【地関係 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	

	-Œ □ /8¥80	10 No 42	掲載箇	所	Bo# 1-4	+44+40	11.44 = 15.1	#+#* o #\\	₩ 5 16+ 8
番号	項目/説明	根拠条項	ガイドライン	Q&A	国の考え方	市対応案	比較・コメント	他市等の状況	審議会検討結果
6	情報公開条例における開示情報及び非開示情報との整合を図るための条例の規定の必要性について 改正法第7名条第1項各号で不開示情報として規定されている場合、情報公開条例では開示されることとされている情報を条例で規 報公開条例では開示して対いこととされている情報が、法第7名条第1 期名号において不開示情報からいこととされている情報が、法第7名条第1 関の保有する情報の公開に関する法律で平成11年法律第42号) 上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で規定することが可能である。	法第78条第2項關係	旧42~45頁 新44~47頁	5-4-1~3	開示等請求は、個人が自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性などを確認する権利を保障する重要な制度であることから、 の適正性などを確認する権利を保障する重要な制度であることから 情報公開条例と整合を図るために条例に規定を定める場合は、個人 の権利利益が不当に侵害されることのないよう留意をする必要がある。 他の法令の規定等により開示することができない情報が法第78条 第1項各号において明示的に不開示情報とはされていないことにつ いては、法第78条第1項各号の不開示情報とはされていないことにつ はて自己て分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ美質的な判断により開示されるようにするため、不開示により開 確かつ美質的な判断により開示されるようにするため、不開示により開係することができないとされている場合をの選定により提高するようによるため、不関示により開示することができないとされている場合、通常によりの類型に設するものと考えられるが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要がある。	本市における情報公開は、武蔵村山市情報公開条例に基づき行われるものであるところ、改正法施行後の個人情報の開示・不開示情報の該当性を判断するに当たり、情報公開制度の開示・不開示情報の該当性を判断するに当たり、情報公開制度の開示・開示、情報の該当性を登図ることが可能とされている。このことを踏まえ、改正法と情報公開条例では個人に関する情報として非別示になるため、一致している。改正法2号・・開示請求者以外の個人に関する情報を不開示情報としても明示によるも、一致している。改正法2号・・開示請求者以外の個人に関する情報を不開示情報としており、一致している。改正法2号・・関示請求者以外の個人に関する情報をとして非別示になるため、一致している。改正法2号・・ラースをの情報が不開示情報ととなっており、一致している。改正法2号・・ラースをの情報が不開示情報となっており、一致している。改正法4号・5号・・4号が国の安全が富される情報を、同意の機関にのみ適用される規定、5号が犯罪の予防、鎮圧等公共の安全と秩序様料に支障を及ぼず情報で国とは都道解集の機関にのみ適用され、市町行の機関には一般的な適用がないなでいる。改正法7号・・地方公共団体の内部又は相互間での審議、検討又は協議の情報が不開示情報となり、一致している。改正法7号・・地方公共団体の事務事業の適正な遂行に対して、改定法には規定がないが、情報公開条例では法令秘情報を非開を表している。公正法には規定がないが、情報公開条例では法令秘情報を非常を及ぼず情報となり、改正法のような情報であるにもかかわらず、法令により当該本人に対して目開示することを禁止しているような情報と表し、第一次により当時本人に対しても開示することを禁止しているような情報と表しているような情報であるにもかったりまった。	現行制度における非開示規定 別紙「武蔵村山市個人情報保護条例 抜粋」を参照 改正法の規定 改正法第78条を参照	【規定を検討中】八王子市	
7	その他 国から提供される情報は不確定な部分もあり、今後、追加で提供								
Ь	される情報に応じ、諮問事項を追加する場合がある。 追加項目の検討【独自の保護措置】								
	(1) 時優保験による開示について 現行条例に合わせ、本市の機関は、開示請求に係る個人情報 が、期間の経過によりその全部又は一部を開示することができる別 日が明らかであるときは、その期日を開示請求者に通知することが 可能である。	法第108条 法第82条		9-3-1	法第108条の規定に関連して、法第82条第1項の規定に基づく一部開示決定又は同条第2項に基づく不開示決定を行う際に、不開示情報を開示することができるようになる期日を明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない盲の規定を地方公共団体の独自の規定として設けることは、法第5章第4節の規定に反するものではなく、妨げられない。	保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該決定の日から1年以内に当該開示しないこととした保有個人情報を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を併せて通知するものとしている。従前の対応に合わせた規定としたいと考えている。 【条例第15条の2 開示請求に対する決定】		【規定を検討中】 八王子市	
	(2) 保有個人情報の適正管理に伴う管理責任者の数置について 現行条例に合わせ、本市の機関は、個人情報を適正に管理する ため、管理責任者を定めることが可能である。				地方公共団体内部の個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の安全管理のために保護責任者等の地方公共団体独自の 役職を置いたり、当該役職者に対して内部調査機関を付与したり、地方公共団体内部の機関間の権限関係を定める等の制度を設けることは、妨げられない。	保有個人情報の管理責任者(各課の課長(相当職を含む。))を設置し、管理責任者には、保有個人情報の適正な維持管理(保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つ、保有個人情報の改立へ、減失、き損その他の事故を防止する、保有個人情報の混入いを防止する)。今の義務があり、保有個人情報の環接こいての職員の意識を発その他保有個人情報の取扱い全般について指揮監督する責務を有するとしている。従前の対応に合わせた規定としたいと考えている。[条例第9条 適正管理]	規定することが望ましいが、諮問事項とする必要があるかどうかを考える必要がある(諮問しなくても条例に規定すればよいのではないか)。	【規定を検討中】 八王子市	
	(3) 運用状況の公表について 現行条例に合わせ、市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用 状況を取りまとめ、公表することが可能である。	法第165条第2項		8-1-1	法第165条第2項に基づき委員会が行う法の施行の状況の公表とは別に、地方公共団体独自の措置として、例えば、年度単位で個人情報保護制度に係る適用状況の公表を行うことについて、地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開としての制度を設けることは妨げられない。	条例の運用状況(個人情報を取り扱う業務に関する届出の状況、 保有個人情報の利用の状況、保有個人情報の目的外利用等の状況、保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況、保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する誌否の決定の状況、個人情報以下記述、訂正請求及び利用停止請求に対け、別議の決定等、打工法等を取扱いについての苦情の申出の状況、閣議会の審議の状況を市登事をが表現、審議会の審議の状況を市登事を持ちまである。 ・ 本部の個人情報保護制度の運用状況を市民に明らかにして透明性を高めることにより、個人情報保護制度の適正な運用を確保するものである。使前の対応にからして透明性を高めることにより、個人情報保護制度の適正な運用を確保するものである。使前の対応に合わせた規定としたいと考えている。 【条例第31条、運用状況の公表】	規定することが望ましいが、諮問事項とする必要があるかどうかを考える必要がある(諮問しなくても条例に規定すればよいのではないか)。	【規定を検討中】 八王子市	